

令和4年度第13回総会

議事録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

- (1) 日時 令和5年3月29日（水）午後1時30分開会
(2) 場所 堺市役所高層館12階 農業委員室

2 委員数

- (1) 現在総数 14人

- (2) 出席委員 11人

芝 尾 恭 典	西 尾 朝 嗣	檀 野 隆 一
柳 下 清 隆	山 本 光 男	池 上 正 昭
山 本 一 彦	中 野 元 裕	藤 田 升
北 井 秀 信	橋 本 雅 世	

- (3) 欠席委員 3人

光 田 裕 次	松 川 幸 男	田 中 宏
---------	---------	-------

- (4) 農地利用最適化推進委員の出席 12人

小 林 義 博	井 上 和 夫	野 口 宜 律
中 尾 美 昭	高 岡 一 平	塔 本 順 一
藤 原 武 平	岸 田 勝 夫	寺 山 忠 夫
岡 所 次 郎	重 谷 勝 次	坂 口 竹 四 郎

- (5) 農地利用最適化推進委員の欠席 1人

野 里 孝 雄

3 議事説明員

農業委員会事務局	事務局長	名越 幸司
	事務局次長	河辺 眞佐彦
	主 幹	西本 和子

4 付議事項

- 議案第79号 令和5年度堺市農業委員会事業計画の決定について
- 議案第80号 令和5年度最適化活動の目標の設定について
- 議案第81号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について
- 議案第82号 事務局職員の人事発令について

5 会議の概要

議長（檀野隆一会長）から開会宣言

議長 これより、令和4年度第13回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において、藤田 昇委員、橋本 雅世委員のご両名を指名いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご両名にお願いいたします。

それでは審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員のご報告をいたします。委員14人中、現在議場に在席する委員は11人です。なお、幸田 裕次委員、松川 幸男委員及び田中 宏委員から、欠席の旨、届出がされております。また、農地利用最適化推進委員12人の出席をいたいただいております。以上、ご報告いたします。

議長 それではこれより、議事に入ります。本日の案件は、議案第79号「令和5年度堺市農業委員会事業計画の決定について」から議案第82号「事務局職員の人事発令について」までの、4件であります。

それでは、議案第79号「令和5年度堺市農業委員会事業計画

の決定について」を議題といたします。提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 ただいま議題となりました議案第79号「令和5年度堺市農業委員会事業計画の決定について」をご説明いたします。

本議案の計画の内容は、令和5年3月8日に開催いたしました令和4年度第3回運営委員会で審議し、原案どおり、総会への議案提出が承認されたものです。別紙1の「令和5年度事業計画案」をご参照願います。また、別紙1－2の「新旧対照表」も併せてご覧ください。

本計画は、大きな項目として1から4までの項目建てをしており、1ページには、1. 法令事務の適正な執行等
3ページには、2. 農地等の利用の最適化の推進等
5ページには、3. その他の活動
6ページには、4. 会議関係を記載し、令和4年度計画同様の構成となっております。

内容の大きな方向性としては、令和4年度から変更はございませんが、一部修正及び追加の提案項目がございますので、説明させていただきます。なお、修正部分については、「網掛け」をしております。令和4年度からの変更内容については、新旧対照表もご覧ください。

それでは、修正案といたしまして、まず別紙1の1ページをご覧ください。

ページ真ん中あたりですが、「2 農地台帳の整備継続及び公表」項目の一番最後の、全国農地ナビに関する文言を変更しております。現在、「eMAFF 農地ナビ」については農林水産省のホームページに説明が掲載されており、「農林水産省が管轄する eMAFF 農地ナビ」と文言を修正いたしました。

次に、2ページをご覧ください。最後の項目9 土砂による土

地の埋立て等への対応ですが、法改正により、令和5年5月から宅地造成等規制法の一部を改正する法律（いわゆる通称・盛土規制法）が適用されることになりますが、経過措置等により、引き続き大阪府条例及び堺市条例についても適用されるため、盛土規制法の文言を追加したのみの形で、修正しております。

次に、3ページから4ページをご覧ください。農業委員会の農地等利用の最適化の推進活動については、国通知により指定の様式で求められることになった、令和4年度堺市農業委員会の「最適化活動」の目標や、令和4年度策定の堺市農業委員会の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」により、成果目標について設定いたしました。

個々の委員が最適化活動をする際、面積の目標ではなく「筆」の数を用いると活動指標が分かりやすくなりますが、筆数で目標をたてると必ずしも指針の目標面積全体とうまく一致しないため、遊休農地の解消の目標については、「自己耕作や農地貸付等の推奨により、1担当地区1筆以上、堺市全体で緑区分遊休農地1ha以上解消」と、筆と面積を併記する形で目標を記載いたしました。担い手への農地集積については、目標面積が大きく筆数が推定しがたいため、筆では記載せず全体の面積のみといたしました。新規参入の促進については、堺市全体で8経営体・1ha以上とし、本年度策定した堺市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の数値と、合わせる形にいたしました。

令和4年の記載については、別紙1－2の新旧対照表の表面の左下のとおりで、こちらを削除し、今回の修正案としております。

なお、国が推進する情報収集等業務効率化支援事業により国の補助金を用い、農業委員会の最適化活動に活用するものとして、地図機能を搭載するタブレットを2台、購入したため、令和5年

度はこの活用も目標として新たに記載しております。

なお、このタブレットについては、全国で活用が推進されており、同じ機能、同じ仕様のものとなります。

次に、5ページ 3その他の活動 をご覧ください。

1については、4年度までは単に「調査活動」としておりましたが、「人・農地プラン」に代わる「地域計画」の策定が全国一律で法定化され、農業委員会については「目標地図」の素案を作成することが義務付けられたため、令和5年度は「地域計画の目標地図素案作成に向けた」調査活動等として、新たに明記させていただきました。

2 広報活動については、3年ぶりに開催された農業祭において、農業委員会ブースに新規就農相談コーナーを設けたところ、気軽に相談に立ち寄られるなど、一般の方からの良い反応がありましたので、令和5年度も同じ形の継続を目指しております。

5 女性委員の比率増に向けた意識共有等につきましては、令和5年度7月の新体制を鑑みつつ、女性委員増等の場合の今後の委員会活動や、意識共有等をさらに図っていく必要があると考えたため、この趣旨に応じた形で文言を修正しております。

令和5年度事業計画に関する、修正・追加提案項目は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

質疑、ご意見なしと認めます。

おはかりいたします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第80号「令和5年度最適化活動の目標の設定について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 本議案の目標内容は、令和5年3月8日に開催いたしました令和4年度第3回運営委員会で審議し、原案どおり、総会への議案提出が承認されたものです。

それでは説明させていただきます。令和4年2月25日付け、3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」の令和4年4月1日付け施行により、従来、農業委員会で「農業委員会活動の点検・評価」と呼んでいた旧・同課長通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について」が廃止され、新しい様式と考え方により、農業委員会の活動目標設定や、活動実施状況の公表が求められることとなりました。新しい通知は、新しい活動記録簿等により農業委員会の活動をさらに「見える化」し、また、目標については、「活動目標」と「成果目標」を明確に分けて、それぞれの実績を評価しようとする趣旨となっています。

新しい通知においては、目標を「3月末までに決定し」「4月末までに公表する」ものと決められており、旧年度が終了するまでに目標を設定しなければならないものとなっています。つまり、3月最終までの農業委員会活動実績数値を、確認できないまま次年度の目標を設定することになります。この件は、通知に明記されているとともに、大阪府にも確認済です。通常、実績をふまえた目標を設定する流れが一般的と考えられ、公表のための様式にも年度末時点の実績の記入欄があります。そのため、暫定の実績をご説明しつつ、本日ご審議いただくのは、目標数値のみとさせていただき、今回別途、目標数値のみを記載した議案資料別紙2

を事務局で作成いたしました。ご審議いただきますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。また、目標を記載し、実績と併せて公表する実際の様式として、別紙2-2として国様式を参考にお付けしておりますので、こちらもご参照ください。こちらは様式のみとなり、今のところ、数値は何も入っておりません。

それでは、別紙2の、「1最適化活動の成果目標」の案ですが、

(1) 農地の集積について、令和5年度の新規集積面積目標3.5ha（これは、非担い手から認定農業者等の担い手に集積した面積に限ります）とし、昨年度の目標と同じ数値にしております。なお、令和4年度の新規集積面積の実績見込は、3.1haです。

今年度末の集積面積ですが、こちらは、認定農業者などの担い手への集積面積の目標となっております。農林水産省通知において、市町村が任意に目標を設定できなくなっているため、「耕地及び作付面積統計」における堺市の農地面積1,110haの、25%の277haとしております。令和4年度末の達成見込が約149haであるため、困難な目標となっておりますが、本市の目標は大阪府農業経営基盤強化促進基本方針によるものとしなければならないとされているため、目標設定はこの数値といたします。

次に、(2) 遊休農地の解消についてですが、令和3年度の緑区分の遊休農地を5年間で解消しなければならないというのが国通知の目標ですが、堺市の場合には令和3年度末の緑区分の遊休農地が5haであったため、毎年1haの解消としております。なお、令和4年度の解消実績が約2haの見込みであるため、令和4年度については目標を上回る実績となります。

ただし、新規発生した緑区分の遊休農地が0.4ha発生しているため、今後はこの解消も併せて行わなければなりません。

裏面(3)新規参入の促進については、農地所有者から、新参

入者へ貸付けてもよい、という同意を取り付けた農地の面積目標であり、直近3年の平均の1割以上となっているため、平均値の1割の2.9haとしました。なお、令和4年度の目標も2.9haでしたが、令和4年度実績については4.0haの見込であり、目標を上回ります。

次に、2 最適化活動の活動目標について、ご説明します。最適化活動を行う委員は、中立委員を除く農業委員、推進委員全員と位置づけており、国通知上、「推進委員等」という言葉でまとめられていますが、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標の中で、推進委員等一人あたりの活動日数の目標は、昨年度と同様、月8日しております。

(2) 活動強化月間の設定目標について、ご説明します。活動強化月間の設定回数は3回以上設定の必要がありますので、3回としており、前年度同様7月、8月、9月とし、遊休農地の解消に関する項目で設定しており、令和4年度と変更ありません。

(3) 新規参入相談会への参加目標ですが、国通知では1名以上の目標が求められており、令和4年度の実績では農業祭に4名の委員に参加をお願いしましたので、実績と同様、令和5年度も4名(予定)として目標を設定させていただきました。

以上で、令和5年度の最適化活動の目標の設定案についての説明を終わらせていただきます。

なお、本議案である目標の設定についてはこの場でご審議いただき、「4月末までに」公表するべきものとして、別紙2-2の様式に記載する3月までの客観的な実績については、5月の総会の決定によることにすると期限に間に合わないため、事務局で4月1日以降に調査確認のうえ、ただいまご審議いた

だく目標の設定と実績を当様式に記載し、事務局長専決として、事務局で公表手続きをおこなう予定ですので、本件の承認についても併せてご審議ください。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありますか。

(質疑・意見なし)

質疑、ご意見なしと認めます。

おはかりいたします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり決定されました。また、実績について、事務局で調査のうえ、本件と併せて指定様式に記載し、事務局長専決のうえ公表することについても承認されました。

続きまして、議案第81号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 本議案である農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正は、令和5年3月8日に開催いたしました令和4年度第3回運営委員会で審議し、原案どおり、総会への議案提出が承認されたものです。

それでは説明させていただきます。堺市の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、令和4年9月8日に策定したところですが、令和5年4月1日に改正施行が予定されている「農業委員会法」第7条第1項第3号の規定に基づき、新たにこの指針の評価方法を記載する必要が生じたため、評価方法を新規追加するものです。

別紙3-2をご覧ください。こちらが、改正法の内容とな

ります。上から10行目、漢数字の三で表記している、第3号を網掛けしております。第1号の目標の達成状況の評価の方法という項目が、追加されたものになります。

次に、別紙3をご覧ください。

追加部分ですが、まず、上から5行目に、（令和5年4月1日一部改正）と追記いたしました。

次に、めくっていただきまして、3ページ目に「第3 評価方法」として、記載の項目を追加いたしました。網掛け及び下線をひいております。なお、評価方法については、全国農業会議所から提示された記載例を参考に、作成いたしました。

読み上げさせていただきます。

第3 評価方法

この指針における農地等の利用の最適化の推進に関する目標の評価方法については、次のとおりとする。

1. 農地の集積（認定農業者等の担い手への農地の集積）については、農地の集積率により評価する。
2. 遊休農地の解消については、遊休農地の解消面積により評価する。
3. 新規参入の促進については、新規参入した経営体の数及び面積により評価する。

本市農業委員会の指針は、農業委員会が新体制となる令和5年度末に改定することを予定しておりますので、令和4年の策定期点で、1年半の期間に対する目標内容でした。そのため、年度ごとではなく、1年半後の最終目標達成状況の評価方法のみを、記載いたしました。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

質疑、ご意見なしと認めます。

おはかりいたします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第82号「事務局職員の人事発令について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局　ただいま議題となりました議案第82号「事務局職員の人事発令について」をご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第26条において、「職員は農業委員会が任免する。」と規定されているため、議案として次のとおり、決定を求めるものです。

なお、付議案件綴にある「議案第82号」については、あらたに発令予定の者で、氏名が判明しているもののみ記載しておりますので、ご留意ください。

参考資料としてお配りしている別紙4「新職員体制」の一覧もご覧ください。

それでは、令和5年4月1日付けの発令予定について説明いたします。

まず、退職のため事務局から転出する者は、事務局長名越幸司の1名です。異動のため事務局から転出する者は、鹿野 雅郎、荒瀬 清一、石川 明采、立石竜也の4名です。川口 智永は農業委員会事務局の兼務がとれ、農水産課のみ所属となります。青柳 昇吾は令和4年度中に年度内異動しておりますので併せてご報告します。

次に、新たに事務局職員に加わる予定の者について

ご説明いたします。農政部長及び農業委員会事務局長を兼務する小走 伸吾、山崎 理恵、農地課又は農水産課と農業委員会事務局を兼務する新規採用者の2名です。新規採用者につきましては、令和5年4月1日の堺市での発令時に氏名が判明いたしますので、やむをえず、4月6日の総会において報告案件として付議する予定でございます。

次に、現任の農業委員会事務局職員についてご説明いたします。河辺 真佐彦、西本 和子、山本 幸夫、佐藤 真司、堂田 久美子、久田 かすみ、小嶋 純理及び上山 由佑子は、引き続き農業委員会事務局職員として勤務し、役職等についても特に変更はございません。また、引き続き農地課又は農水産課の職員を兼務いたします。

最後に、会計年度任用職員についてご説明します。

会計年度任用職員は年度毎の任用となるため、令和5年度からの、改めての任用が必要になります。

中田康信、納谷元起及び増尾啓明を、令和4年度に引き続き、会計年度任用（OB）職員として任用予定です。

また、令和5年4月1日から新たに、笠谷実を会計年度（OB）職員として、森田美穂を会計年度任用職員として任用予定です。

大石美保と木下幸江は、令和5年3月末までの任用となり、4月から別所属で任用予定であるため、任用更新はございません。

なお、ただ今名前を読み上げた会計年度任用（OB）職員及び会計年度任用職員は、農地課職員を兼務し、任用期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなる予定です。

「議案第82号 人事発令」の説明は以上でござい

ます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

質疑・ご意見なしと認めます。

おはかりいたします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり決定されました。

以上で、本日の総会に付議されました案件は、議了いたしました。

それでは次に、本日、議案ではございませんが、農業委員会の法令遵守について、今年度の決意確認を行いたいと思います。事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明いたします。

他府県の農業委員による不祥事事件を受け、令和元年11月28日に全国農業会議所主催で開催された「令和元年度 全国農業委員会会長代表者集会」において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として、全国で、改めて綱紀粛正の徹底を図っていくことになりました。

また、当決議の趣旨に則り、国民の信頼回復と高い倫理観の保持のため、全農業委員会が、総会等において法令遵守の注意喚起または綱紀保持に関する決議等を行うことが求められました。

本農業委員会としてもこれを受け、令和元年度第11回総会において、議案第61号として、「法令遵守にかかる決意について」を議決いたしました。

令和2年度以降も、少なくとも年に1回、同様の決意確認等による注意喚起を実施することとされており、総会等の際、議案第61号の決意書を配布させていただきました。

今回も改めて、資料としてお手元に配布させていただいております。

一度、会長から読み上げをお願いし、法令遵守にかかる決意確認とさせていただきたいと思います。

それでは会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（会長）（読み上げ）

農業委員会の法令遵守について

堺市農業委員及び堺市農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

堺市農業委員及び堺市農地利用最適化推進委員各自が今後も高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、次のとおり決議する。

- 1 堺市農業委員及び堺市農地利用最適化推進委員は、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用する。特に、農業委員会法第31条に規定する議事参与の制限、同法第33条に規定する議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保する。

2 堺市農業委員及び堺市農地利用最適化推進委員は、農業委員会組織の一員として高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するために隨時法令遵守の決意確認又は研修を行う。

以上で、決意確認といたします。

それでは、これをもちまして 令和4年度第13回総会を閉会いたします。(閉会宣言 午後2時10分)

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結果)	(賛否数)
○ 議案第79号	原案のとおり可決	全会一致
○ 議案第80号	原案のとおり可決	全会一致
○ 議案第81号	原案のとおり可決	全会一致
○ 議案第82号	原案のとおり可決	全会一致

署名

会長 檀野 隆一

委員 植田 昇

委員 橋本 雅世

